

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年10月11日（令和5年（行個）諮問第242号）

答申日：令和6年11月1日（令和6年度（行個）答申第116号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人の令和5年特定月日京都労働局紛争調整委員会のあっせん（特定番号）に係るあっせん処理票を含む関係書類一式」（別表の3欄に掲げる7文書。以下、順に「文書1」ないし「文書7」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月31日付け京労発雇均0531第1号により京都労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

会社側の回答・パワーハラスメント調査報告の部分が不開示になっており、調査内容の確認方法・パワーハラスメントについての解釈の違いを確認し、意見の隔たりを無くし、早急な和解に繋げたい為、情報の全部開示をお願い致します。

（2）意見書

ア 会社側のパワーハラスメントの事実確認は出来なかったと言う主張には論理的に無理があるが、調査報告書が非公開の為、再調査が行えない状態になっている。誰にどのような質問し、なぜ、パワーハラスメントの確認が出来なかったのか。真相解明には、全ての文書を公開して再調査が必要と考えます。

イ 情報開示の必要性

会社側のパワーハラスメントの調査が不適切である。

- ① 調査は人事部が行ったが中立性に欠け、第三者が調査に加わっていない。
- ② 調査範囲が限定的であり、退職者など制約の無い人への聞き取り調査を実施していない。
- ③ あっせん申請をしたから、調査を打ち切ったと主張してきた。本来なら全ての関係者に対して、調査すべきではないのか。
- ④ 私に対して、会社側は調査報告書を不開示にしている。被害者に対して、調査報告書を開示しないのは、おかしくないか。
- ⑤ パワーハラスメントの実態を確認する為の調査にも関わらず、人事部側から証拠があるなら、持ってこいと主張してきた。証拠を探すのが、会社側の仕事ではないのか。
- ⑥ パワーハラスメントの調査方法に問題があると感じている。(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年5月12日付け(同日受付)で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、令和5年5月31日付け京労発雇均0531第1号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年7月9日付け(同月18日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部について新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記載された行政文書は、別表の3欄に掲げる文書1ないし文書7である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法第78条1項2号該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の通番1及び文書6の通番4の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名、職名等が記載されており、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法78条1項2

号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項3号イ及びロ該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の通番2、文書4の通番3並びに文書6の通番5及び6の不開示部分には、特定の法人の主張内容や印影等が含まれている。これらの情報は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、法78条1項3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

また、あっせんは、個別労働紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）に基づき実施しているものであるところ、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）14条においては、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、「あっせん委員が行うあっせんの手続は、公開しない。」と定められている。

同条にいう「あっせんの手続」とは、「具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものである。したがって、あっせん期日における手続の傍聴を認めないことに限らず、あっせん期日においてなされた紛争当事者の主張の内容や提出された資料等、あっせん申請書等あっせん申請の際に提出された関係書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等当該あっせん事案に係るすべての事項が非公開となるものである。」（厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室編「個別労働紛争解決促進法」（財団法人労務行政研究所、2001年）145頁）とされている。

よって、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の通番2、文書4の通番3及び文書6の通番6の不開示部分に含まれる特定の法人の主張内容等の情報は、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法78条1項3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の通番2、文書4の通番3及び文書6の通番6の不開示部分には、特定法人の主張内容や提出資料等の情報が含まれている。これらの情報は、開示することにより、特定の法人があっせんに応じることや労働局に対し事実を述べること等をちゅうちょすることが懸念されるなど、関係者の

協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度で、手続きの非公開が定められている個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、「諮問庁が新たに開示する部分」欄（別表の4欄）に掲げる部分については、法78条1項各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 原処分における不開示理由について

ア 原処分においては、法78条1項各号に掲げる不開示情報のほか、審査請求人を本人とする保有個人情報が記載されていない情報を不開示とした旨、不開示理由を提示しているが、諮問庁において確認したところ、本件不開示部分は、上記(2)のとおり、法78条1項各号に掲げる情報のみであり、審査請求人を本人とする保有個人情報が記載されていない情報は含まれていない。

イ このため、原処分は、理由の提示において必ずしも適当でないが、不開示理由を改めても、結論に影響を与えるものではなく、理由の提示に不足があるものでもないから、諮問庁としては、原処分を取り消す程の瑕疵はないものと判断した。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の趣旨及び理由」について記載した別紙において、「早急な和解に繋げたい為」などと開示を求める理由を記載しているが、上記(2)で述べたとおり、法78条1項各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示のうち、上記3(3)に掲げる情報を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月20日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書（追加）を收受

- ⑤ 令和6年10月18日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その一部を法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とされた部分の一部（別表の4欄に掲げる部分）を新たに開示することとし、その余の部分（別表の5欄に掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。）については、法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当することから原処分を維持することが妥当であるとしている。このため、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

個別労働紛争解決促進法においては、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）について、その迅速かつ適正な解決を図る観点から、紛争当事者の申請に基づき、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に設置される紛争調整委員会においてあっせんを行うこととされている。

本件対象保有個人情報が記載された文書は、審査請求人が申請した個別労働関係紛争のあっせんに係る文書であり、別表の3欄に掲げる文書1ないし文書7から成り、以下、個別に検討する（ただし、あっせんの申請人が提出した文書（文書3、5）及び事務局が通知・送付した文書（文書2、7）は原処分の段階で全部開示されている。）。

(1) あっせん処理票及びあっせん概要記録表（文書1）

当該文書は、審査請求人に係るあっせん事案について、紛争及びあっせんの概要並びにあっせん申請の受付から当該事案の終結に至るまでの処理経過等を記載した文書である。

ア 通番1の不開示部分は、あっせん期日における事業主側の出席者の職名及び氏名であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。また、あっせんは労使個別に行われていることから、あっせんの申請人である審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないので、同号ただ

し書イにも該当せず，また同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって，当該部分は，法78条1項2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 通番2の不開示部分は，事業主から聴取した具体的な内容であり，当該部分を開示すると，関係者があっせんに応じることや労働局に対し事実や意見を述べることをちゅうちょすることが懸念されるなど，関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度において，手続の非公開が定められている個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって，これらの部分は，法78条1項7号柱書きに該当し，同項3号イ及びロについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(2) あっせん委員への送付文書（文書4）

通番3の不開示部分は，京都労働局の事務局があっせん委員に送付した資料のうち，事業主の回答内容から把握した具体的な内容であり，当該部分を開示すると，関係者があっせんに応じることや労働局に対し事実や意見を述べることをちゅうちょすることが懸念されるなど，関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度において，手続の非公開が定められている個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって，これらの部分は，法78条1項7号柱書きに該当し，同項3号イ及びロについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(3) 回答書等事業場提出資料（文書6）

ア 通番4の不開示維持部分は，法人側が提出した資料のうち，回答書の「記入者の職氏名」欄，「連絡先電話番号」欄並びに代理人許可申請書及び補佐人許可申請書の文書のうち，「氏名」欄，「住所（電話番号）」欄，「職業（勤務先）（電話番号）」欄，「当事者の関係」欄である。当該部分は，法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当する。また，あっせんは労使個別に行われていることから，あっせんの申請人である審査請求人が慣行として知ることができ，又は知ることが予定されている情報であるとは認められないので，同号ただし書イにも該当せず，また同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって，当該部分は，法78条1項2号に該当し，不開示とす

ることが妥当である。

イ 通番5の不開示維持部分は、法人側が提出した回答書並びに代理人許可申請書及び補佐人許可申請書の文書のうち、法人の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番6の不開示維持部分は、法人側が提出した回答書及び別紙、別添の文書のうち、事業主が具体的に回答した内容等であり、当該部分を開示すると、関係者があっせんに応じることや労働局に対し事実や意見を述べることをちゅうちょすることが懸念されるなど、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度において、手続の非公開が定められている個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、これらの部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

1 文 書 番 号	2 頁 数	3 対 象 文 書 名	4 諮 問 庁 が 新 た に 開 示 す る 部 分	5 不 開 示 を 維 持 す る 部 分	6 法 7 8 条 1 項 各 号 該 当 性	7 通 番 番
文 書 1	1 ～ 5	あっせん 処理票及 びあっせ ん概要記 録票	なし	4頁「05 3・7」欄2行 目34文字目ないし3行目 17文字目	2号	1
				3頁「あっせんの概要」欄7 行目8文字目ないし8行目 20文字目、12行目6文字 目ないし13行目23文字 目、4頁「05 3・7」 欄7行目8文字目ないし9 行目21文字目	3号イ及 びロ、7 号柱書き	2
文 書 2	6 ～ 8	あっせん 打切り通 知書等	なし	なし	—	
文 書 3	9 、 1 0	あっせん 確認書等 申請人提 出資料	なし	なし	—	
文 書 4	1 、 1 2	あっせん 委員への 送付文書	なし	12頁14行目8文字目な いし18行目28文字目	3号イ及 びロ並び に第7号 柱書き	3
文 書 5	1 3 ～ 2 5	あっせん 申請書等 申請人提 出資料	なし	なし	—	

文 書 6 ～ 3 6	2 6 ～ 3 6	回答書等 事業場提 出資料	2 6 頁 本 文 の 3 (1) 及び (2) の回 答 部 分 の う ち , 右 記 以 外	2 6 頁 右 上 「 記 入 者 職 氏 名 」 欄 の 上 の 行 及 び 「 連 絡 先 電 話 番 号 」 欄 , 3 0 頁 及 び 3 2 頁 の 「 氏 名 」 欄 , 「 住 所 (電 話 番 号) 」 欄 , 「 職 業 (勤 務 先) (電 話 番 号) 」 欄 及 び 「 当 事 者 と の 関 係 」 欄 , 3 1 頁 2 行 目 (敬 称 部 分 を 除 く)	2 号	4
				2 6 頁 , 3 0 頁 及 び 3 2 頁 右 上 の 法 人 の 印 影 , 3 1 頁 「 氏 名 」 欄 右 側 の 法 人 の 印 影	3 号 イ	5
				2 6 頁 本 文 の 3 (1) 及 び (2) の 回 答 部 分 (様 式 部 分 を 除 く) , 2 7 頁 本 文 の 3 (3) な い し 4 (3) の 回 答 部 分 , 2 8 頁 6 行 目 な い し 2 9 頁 最 終 行 , 3 3 頁 な い し 3 6 頁	3 号 イ 及 び ロ 並 び に 7 号 柱 書 き	6
文 書 7 ～ 4 9	3 7 ～ 4 9	あつせん 開始通知 書等送付 文書	なし	なし	—	